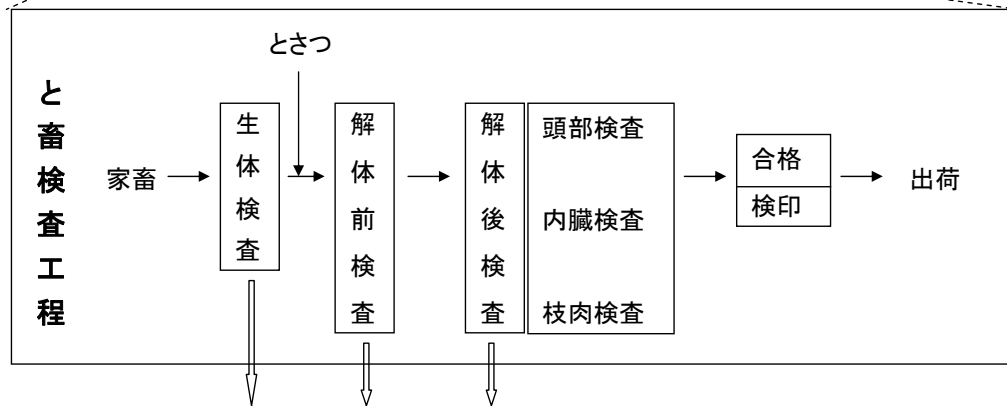


○日本におけると畜検査

生産	とさつ・解体	分割・細切	分割・細切・販売	消費
生産者	と畜場	食肉処理場 (食肉処理業者)	食肉販売店 (食肉販売業者)	消費者

と畜場法



日本におけると畜検査の概要

・生体検査(と畜場法第14条第1項、と畜場法施行規則第16条第1号関係)

と畜場に搬入された獣畜について、病歴に関する情報を確認した上で、望診、触診等により疾病や異常等についての検査を行う。異常を認めたときはさらに精密な検査を行う。と畜場法施行規則に定める疾病又は異常があると認められた場合は、とさつを禁止する。

・解体前検査(と畜場法第14条第2項、と畜場法施行規則第16条第2号関係)

疾病や異常等についての検査を、主に血液の性状の観察により実施し、異常を認めたときはさらに精密な検査を行う。と畜場法施行規則に定める疾病又は異常があると認められた場合は、解体を禁止する。

・解体後検査(と畜場法第14条第3項、と畜場法施行規則第16条第3号関係)

解体後のと体の各部について望診、触診のほか、必要に応じ、各部位を切開することにより疾病や異常等の検査を行う。異常がある場合は更に精密検査を行う。

と畜場法施行規則別表第4に定める疾病にかかっていると診断された場合、肉、内臓その他の部分全てが廃棄処分となる。と畜場法施行規則別表第5に定めるその他の疾病又は異常があると認められたときは、疾病又は異常に応じ、当該部位等が廃棄処分となる。

頭部検査 頭部リンパ節や舌の検査を行う。

内臓検査 心臓、肝臓、肺、胃腸等の内臓について検査を行う。

枝肉検査 体表面、胸・腹部、リンパ節、腎臓、乳房等について検査を行う。

日本におけると畜検査に関する法制度

と畜場におけると畜検査は、と畜場法に基づき、自治体のと畜検査員(獣医師)が実施する。

と畜場法(昭和28年8月1日法律第114号)(抜粋)

第13条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。

(以下、略)

2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。

(以下、略)

3 (略)

第14条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を受けた後でなければ、と畜場外へ持ち出してはならない。

(以下、略)

輸入食肉に関する法制度

食肉を輸入する場合には、食品衛生法第9条第2項に基づき、輸出国政府により発行され、疾病にかかっていないこと、輸出国の食肉・食鳥肉の処理が、我が国の食品衛生法、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律(食鳥検査法)と同等以上の基準に基づき衛生的に行われた旨等を記載された衛生証明書を添付しなければならない。

※現在、我が国が衛生証明書を受け入れている国:アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、インド(家禽に限る)、インドネシア(家禽に限る)、ヴァヌアツ、ヴェトナム(家禽に限る)、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、オーストラリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、コスタリカ、スウェーデン、スペイン、スロバキア、タイ、大韓民国、台湾、チリ、中華人民共和国、デンマーク、ドイツ、ニカラグア、ニュー・ジーランド、ノルウェー、パナマ、ハンガリー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ペルー(家禽に限る)、ベルギー、ポーランド、ホンジュラス、マレーシア、メキシコ、モンゴル

1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抄)

第九条 (略)

② 獣畜及び家さんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品(以下この項において「獣畜の肉等」という。)は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項各号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、同項各号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜又は家さんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項(以下この項において「衛生事項」という。)を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。